

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地
地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地地区画整理法第55条第13項の
規定において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月1日

京都市長 門川大作

1 土地地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区
土地地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市伏見区横大路八反田，同区横大路下ノ坪及び同区横大路北ノ口町の各全部
並びに同区横大路龍ヶ池，同区横大路一本木，同区横大路六反畑，同区横大路西海
道，同区横大路神宮寺，同区横大路松林，同区横大路千両松町，同区納所北城堀，
同区納所薬師堂，同区納所星柳，同区納所和泉屋，同区納所大野，同区納所下野及
び同区納所岸ノ下の各一部

4 事業施行期間

平成14年6月18日から平成38年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

京都市南部区画整理事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成14年6月18日

7 事業計画の変更の年月日

平成26年8月1日

(南部区画整理事務所)